

平成28年度「関西総合物流活性化モデル認定事業」実施要領

平成28年11月25日

国際物流戦略チーム

1. 趣旨

(1) 目的

本事業は、関西の陸・海・空全ての分野での国際物流サービスを対象とし、産業界のニーズを的確に満たす独自性の高いビジネスモデルを認定して普及促進を支援することにより、関西の産業発展と物流の機能強化を図ることを目的とします。

(2) 概要

本事業では、関西の物流全般を対象に企画を募集し、その中から、産業界のニーズを的確に満たす独自性あるビジネスモデルを認定し、事業促進を支援します。

2. 募集方法

(1) 応募対象

- ①：過去に国際貨物の取り扱い実績がある物流企業、商社、荷主企業
- ②：①の事業者に対し物流に関連するサービスを提供する事業者
- ③：①または②の事業者を代表とする協議会等の団体
- ④：その他、適当と認められる事業者

(2) 関西総合物流活性化モデル（活性化モデル）の要件

- ・関西の物流機能（陸・海・空）を利用した国際物流の効率化や促進、あるいは環境改善に寄与する事業であること
- ・先進性、あるいは独自性の高い取組であること
- ・実施事業について、適宜の情報提供、成果（取扱貨物量、効果、事例等）の公表ができること
- ・現に実施されている事業又は認定の翌年度に事業を開始し、一定の期間継続して実施されること
- ・実施体制が適切であること

(3) 募集スケジュール（予定）

平成28年11月25日 応募受付開始 （～平成29年1月20日募集締切）

平成29年2月中旬頃 認定可否決定

平成29年3月頃 国際物流戦略チーム本部会合において認定結果を報告

※募集締切後の審査期間中に評価委員会を開催し、申請者より申請内容について委員にご説明いただく予定です。

(4) 応募書類の提出

別紙1「平成28年度関西総合物流活性化モデル認定申請書」に必要事項を記入のうえ、必要添付書類とあわせて、下記の書類提出先に郵送(5.)又はメール(6.)でご提出ください。

ご提出いただいた書類及び資料の返却はいたしませんので予めご了承ください。

3. 認定方法

応募いただいた活性化モデルについては、「関西総合物流活性化モデル評価委員会」により内容を審査のうえ認定の可否を決定します。評価委員会による審査は、別紙2「関西総合物流活性化モデル評価委員会 評価基準」に沿って行います。評価委員会では、モデルの内容について申請者からプレゼンテーションしていただくほか、必要に応じて収支計画、貨物量の見込み等を提出していただくことがあります。

4. 支援内容

(1) 國際物流戦略チーム本部会合での告知

認定された活性化モデルの申請者は、国際物流戦略チーム本部会合において活性化モデルの内容を発表し、関係者に周知することができます。

(2) その他広報活動

認定された活性化モデルに対しては、国際物流戦略チームによる告知活動など、活性化モデルの普及・拡大のための各種支援を行います。

5. 申請書類提出先・問い合わせ先

(空港関連)

大阪航空局 空港部 関西国際空港・大阪国際空港課 担当：富澤、天野
TEL：06-6949-6209 FAX：06-6949-6219
〒540-8559 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎4号館 14F

(港湾関連)

近畿地方整備局 港湾空港部 港湾物流企画室 担当：木下、西光
TEL：078-391-3102 FAX：078-325-8288
〒650-0024 神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎

(その他物流関連)

近畿運輸局 交通政策部 環境・物流課 担当：橋本、平馬
TEL：06-6949-6410 FAX：06-6949-6169
〒540-8558 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎4号館 12F

6. メールでの申請書提出・お問い合わせ先

「関西総合物流活性化モデル認定事業」について、メールでの申請書の提出やお問い合わせにつきましては、以下よりお願ひいたします。

pa.kkr-hnk-kansaisougou@ml.mlit.go.jp

※国際物流戦略チームは、阪神港や関西国際空港等の活用等を図りつつ、国際物流の効率化を通じた関西経済の活性化を目指し、産学官が一体となって各種方策に取り組む組織です。

産：関経連、商工会議所、船社、倉庫、陸運、空港・港湾運営事業者 等

学：大学・研究機関等、経済・物流の学識経験者

官：財務局、税関、経済産業局、運輸局、地方整備局、航空局、関係府県市 等

別紙 1

平成〇〇年〇月〇日

申請者名

代表者名

印

平成 28 年度 関西総合物流活性化モデル 認定申請書

関西総合物流活性化モデルの認定を下記の通り申請します。

記

1. モデル名	
2. モデル概要	
3. 事業期間	
4. 関西地域の物流促進に寄与する点	
5. 事業の独自性や先進性	
(参考)国際物流戦略チームに期待するサポート	

連絡先	所在地 : 〒	
	担当部署・役職・氏名	
	TEL:	FAX:
	Email:	

【添付書類】：事業企画書

※事業企画書の書式は自由です。

※事業企画書にはモデルの実施体制および実施スケジュールを必ず記載して下さい。

以上

平成 28 年〇月〇日

申請者名 ○○○○株式会社

代表者名 ○○ ○○ 印

平成 28 年度 関西総合物流活性化モデル 認定申請書（記載例）

関西総合物流活性化モデルの認定を下記の通り申請します。

記

1. モデル名	内航コンテナ船による九州-阪神港間輸送
2. モデル概要	九州地域発着の東南アジア、北米向け貨物を、阪神港にフィーダー輸送し、阪神港で本船に積み替えて輸送する。
3. 事業期間	平成 29 年 4 月から
4. 関西地域の物流促進に寄与する点	釜山港等でトランシップされていた貨物を阪神港トランシップに切り替えることで、阪神港の国際物流貨物量の増加に寄与する。
5. 事業の独自性や先進性	既存サービスよりも寄港先、寄港スケジュールを拡充し、顧客のニーズを的確に満たす。
(参考)国際物流戦略チームに期待するサポート	・九州、四国、中国地方での知名度向上のために、各地方の国際物流戦略チームに対する広報。 ・関西荷主企業への周知。

連絡先	所在地：〒	
	担当部署・役職・氏名	
	TEL:	FAX:
	Email:	

【添付書類】：事業企画書

※事業企画書の書式は自由です。

※事業企画書にはモデルの実施体制および実施スケジュールを必ず記載して下さい。

平成 28 年〇月〇日

申請者名 ○○○○株式会社

代表者名 ○○ ○○ 印

平成 28 年度 関西総合物流活性化モデル 認定申請書（記載例）

関西総合物流活性化モデルの認定を下記の通り申請します。

記

1. モデル名	関空を利用した「食の輸出」促進事業
2. モデル概要	注目度の増している日本食に着目し、関西から海外への輸送を拡大するため、食料品の輸出の促進に資する新しい輸送のサービスを構築する。
3. 事業期間	平成 29 年 4 月から
4. 関西地域の物流促進に寄与する点	食料品向けに低コストで利便性の高い輸送サービスを提供することで、日本発海外向けの食料品輸送の地位を確立し、関空からの輸出促進に寄与する。
5. 事業の独自性や先進性	食料品を空港内で適切に保管、梱包できる施設を完備することで「食の輸出」を促進する。
(参考)国際物流戦略チームに期待するサポート	各 PR 媒体を活用した広報支援

連絡先	所在地：〒	
	担当部署・役職・氏名	
	TEL:	FAX:
	Email:	

【添付書類】：事業企画書

※事業企画書の書式は自由です。

※事業企画書にはモデルの実施体制および実施スケジュールを必ず記載して下さい。

別紙2

平成28年11月〇日

関西総合物流活性化モデル評価委員会 評価基準

【評価・採択基準】

関西総合物流活性化モデルの評価にあたっては、以下の項目について、提出書類及びプレゼンテーション等に基づき総合的に判断し、認定の可否を決定する。

評価項目
① 関西の物流促進効果が見込めるか
② 独自性の高い、あるいは先進的な取組であるか
③ 事業の遂行能力があり、継続性が見込めるか
④ 事業の実施体制が適切であるか

【各評価項目の採点方法】

①物流促進効果

採点基準
<ul style="list-style-type: none">・物流量の拡大が具体的に見込める・コスト削減効果が見込める・リードタイムの短縮が見込める・輸送品質の向上が見込める・セキュリティ水準の向上が見込める・在庫管理、生産管理の向上が見込める・陸、海、空の異なるインフラの事業者が連携した取組である・関西の物流施設（空港・港湾・鉄道・道路など）を利用したサービスの充実が見込まれる・顧客の物流上のニーズを満たすサービスである・環境の改善が見込まれる など

②先進性・独自性

採点基準
<ul style="list-style-type: none">・業界において先進的な物流アイデア、技術を活用した取組である・既存の商慣行・商習慣を変革し、物流の効率化を実現したものである・既存のビジネスモデルを工夫・改良し、サービスの充実を図るものである・将来的に関西物流の発展につながる構想を有する・関西の地域的特長を生かした、あるいは地域に根差した事業である など

③安定性・継続性

採点基準
・事業計画の内容が具体的である ・事業の遂行能力を有しており、安定的に事業を実施できる ・事業遂行上の手法が適切である ・翌年度以降も事業を継続して実施する見込みがある など

④実施体制

採点基準
・適切な人員、組織、設備等を有しており、実施体制が適切である ・事業者同士の連携が円滑に行われる体制が整えられている など

以上